

沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する
明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()																																																													
各 連 結 法 人 に お け る 計 算 場 合	地 区 又 は 地 域	措法第68条の63第1項の 表の各号又は第2項の区分 〔第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区)〕	1	第1号 ・ 第2号 ・ 第2項	特 別 控 除 額 の 計 算	情 報 通 信 産 業 特 別 地 区	特定事業に係る連結所得の金額	13	円																																																								
							特 別 控 除 額 ((13)又は((22)× $\frac{(13)}{(19)}$))× $\frac{40}{100}$	14																																																									
							設 立 年 月 日	2		・ ・	3	・ ・	特 別 控 除 額 の 計 算	国 際 物 流 拠 点 産 業 集 積 地 域	特定事業に係る連結所得の金額	15																																																	
															特 別 控 除 額 ((15)又は((22)× $\frac{(15)}{(19)}$))× $\frac{40}{100}$	16																																																	
															認 定 法 人 と し て の 認 定 を 受 け た 日	3	・ ・	4	・ ・	特 別 控 除 額 の 計 算	経 済 金 融 活 性 化 特 別 地 区	特 別 控 除 額 (各連結法人の(12)の合計)	17																																										
																						連結所得金額仮計 (別表四の二「33の①」)	18																																										
																						事 業 種 目	4	・ ・	5	・ ・	特 別 控 除 額 の 計 算	特 定 事 業 軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 が あ る 等 の 場 合 の 計 算	全軽減対象連結所得金額 (13) + (15) + (各連結法人の(8) の合計)	19																																			
																													特定事業に係る個別所得金額	5																																			
																													(1) が 第 1 号 又 は 第 2 号 の 場 合	6	・ ・	6	・ ・	特 別 控 除 額 の 計 算	特 定 事 業 軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 が あ る 等 の 場 合 の 計 算	特定事業軽減対象 連結欠損金額の合計額	20																												
																																				各連結法人の(5)の特定事業 に係る個別所得金額の合計額	6																												
																																				特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 ((14)又は(16))× $\frac{(5)}{(6)}$	7	・ ・	7	・ ・	特 別 控 除 額 の 計 算	特 定 事 業 軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 が あ る 等 の 場 合 の 計 算	軽減対象連結欠損金額の合計額	21																					
																																											個別所得金額 (別表四の二付表「33の①」) (マイナスの場合は0)	8																					
																																											(1) が 第 2 号 の 場 合	8	・ ・	8	・ ・	特 別 控 除 額 の 計 算	特 定 事 業 軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 が あ る 等 の 場 合 の 計 算	調整軽減対象連結所得金額 (18)と((19) - (20) - (21))のう ち少ない金額)	22														
																																																		経済金融活性化特別地区内 において常時使用する従業員の数	9														
																																																		常 時 使 用 す る 従 業 員 の 総 数	10	・ ・	9	・ ・	特 別 控 除 額 の 計 算	特 定 事 業 軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 が あ る 等 の 場 合 の 計 算									
																																																									従業員割合 $\frac{(9)}{(10)}$	11							
																																																									従 業 員 割 合 $\frac{(9)}{(10)}$	11	・ ・	10	・ ・	特 別 控 除 額 の 計 算	特 定 事 業 軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 が あ る 等 の 場 合 の 計 算		
																																																																特別控除額の個別帰属額 (8)又は((22)× $\frac{(8)}{(19)}$)× $\frac{40}{100}$ ×(11)	12

別表十の二(一) 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分